CNIPA、知的財産権の保護支援に関するガイドラインを公表

2023 年 3 月 7 日
JETRO 香港事務所

2023 年 2 月 24 日、国家知識産権局（CNIPA）弁公室が、「**知的財産権保護支援ガイドライン**」（知识产权维权援助工作指引[1]）を公表した（通知は 2 月 16 日付け[2]）。

本ガイドラインの解説（《知识产权维权援助工作指引》解读[3]）によれば、知財権の保護支援に関する業務は、イノベーション主体と公衆の知財権保護ニーズに対して公益的な支援を提供するものであり、知財権保護の「全チェーン」（全链条）において重要な部分である。そして、2020 年に CNIPA が「**知的財産権保護支援業務の一層の強化に関する指導的意見**」（关于进一步加强知识产权维权援助工作的指导意见[4]）を公布して以来、全国で 2000 以上の権利保護支援機関（维权援助机构）が設立されたり、2022 年の知財権保護支援の申請件数（知识产权维权援助申请）が 7.1 万件に達したり等、権利保護支援サービスのアクセシビリティと利便性は大幅に向上している。そのような背景の中、本ガイドラインは、業務指導をさらに強化し、業務フローを改善し、標準化された管理を強化するために策定された。

本ガイドラインは、11 章 64 条（12 の付録[5]）で構成されている。各章の見出しは以下のとおり（付録は割愛）。

第一章　総則（总则）［第 1～4 条］
第二章　業務内容（工作内容）［第 5～6 条］
第三章　業務体系（工作体系）［第 7～15 条］
第四章　運営管理（运行管理）［第 16～19 条］
第五章　業務人員（工作人员）［第 20～23 条］
第六章　業務手順（工作程序）［第 24～33 条］

1 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-03/01/5743854/files/f95aba6768cb4c71a18d541af73ab591.pdf
2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/24/art_75_182292.html
3 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/28/art_66_182357.html
4 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/17/content_5519881.htm
5 知財権保護支援の申請表や処理表（支援の主な事実等を記載したもの）、不受理通知、支援に対するご意見フィードバック表、専門家からのアドバイス表、専門家プールへの申請表など。

第七章　協力ユニットの管理（合作单位管理）［第 34～37 条］
第八章　専門家の選択任用の管理（专家选聘管理）［第 38～41 条］
第九章　ボランティアチームの構築（志愿者队伍建设）［第 42～48 条］
第十条　インセンティブと保証（激励保障）［第 49～52 条］
第十一条　その他等（回访及其他工作制度）［第 53～64 条］

さらに、上記解説によれば、本ガイドラインの主な内容は以下の 3 点に集約される。

① 権利保護支援業務の体系構築の強化（第三～五章）[6]
② 権利保護支援業務のフローや基準の統一（第六章）[7]
③ 社会勢力の参加に関する規定（第七～九章）[8]

ここでいう知財権保護支援業務には、例えば以下のものが含まれる（第５条の一部）。

✓ 知財権に関する法規制や紛争処理方法等に関する助言・指導サービスの提供
✓ 知財権に関する公益セミナー及び研修の提供
✓ 知財権侵害の判断に関する参考意見の提供
✓ 技術移転や知財権譲渡等の活動に関する分析および早期警告の提供
✓ 展示会や革新起業イベント等を提供する現場への権利保護支援サービスの提供
✓ 知財権の行政執行、行政裁定、司法保護、仲裁・調停等の技術支援の提供

（以上）

---

6 例えば、9 条には、「知的財産権保護支援機関」とは、CNIPA と地方政府が共同で建設する知財権保護センター、知財権快速権利保護センター、知財権保護支援センター等を指すことが規定されている。

7 例えば、29 条には、次のような業務フローが規定されている。
・「中国知的財産権権利保護援助オンラインサービスプラットフォーム」（※中国知识产权维权援助网：http://www.ipwq.cn/）で権利保護支援をオンライン申請
→ 機関は 15 営業日以内にその申請の受理の可否を申請者に通知
［不受理の場合］申請者は不受理通知を受け取った後、7 営業日以内に異議の申立てが可能

8 例えば、第 34、38、43 条には以下のような要件が規定されている。
協力ユニット：申告要件として、参加意欲に加えて、研修能力や専門人材等を有することが必要。知財権保護支援機関がその申告内容を確認し、協力ユニットである旨公告。
専門家：弁護士、公証人、仲裁人、資産鑑定人及び弁理士や、科学研究や教育等に従事する専門人材、知財権の行政執行等に従事する管理人材であることが必要。
ボランティア：審査に合格することが必要。その要件として、例えば、懲戒処分や違法行為等の悪い信用記録がないこと等。